

令和6年9月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年9月25日（水）

午後2時30分～午後3時09分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年9月25日（水）本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 6 番	井 出 茂 康
2 番	小 林 正 幸	1 7 番	漆 原 豊 彦
3 番	永 野 良 徳	1 8 番	北 村 利 夫
6 番	関 根 栄 一	1 9 番	宮 治 政 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	飯 田 芳 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		
1 5 番	伊 澤 忠 治		

欠席委員は、次のとおり

4 番	田 代 恵美子	5 番	西 山 弘 行
2 0 番	安 藤 康 彦		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間	主 査	森
主 査	久 保				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 36号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 37号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 38号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 5 議案第 39号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 6 議案第 40号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 13号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後2時30分

事務局（幸田事務局長） それでは、お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者22名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

秋のお彼岸も今日で終わりということでございますが、暑さは、まだまだ大変な暑さが続いております。先月の総会でも申し上げましたけれども、日本というところは、自然災害が多い国でございますが、またまた能登のほうで大きな災害が起こりまして、大勢の方が被災されたということでございますので、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

そうした中で、先月の総会のときにも言いましたけれども、米不足が、このところへ来て一段落となったようでございますが、先日の『農業新聞』の中にも書かれておりましたけれども、茶碗1杯の米が、約40円だそうです。ほかのもの、例えばカップ麺は、大体200円ぐらいするそうです。菓子パンも、大体150円から160円ぐらいということですから、まだまだ米は安いのではないかということが書かれておりました。

米は日本人の主食でございますので、メディアのちょっとした報道でも、「米不足」という情報になって出てきてしまいます。

私の近所でもいろいろ聞いていますと、かなり買い込んだ人もいるようでございますので、これから10月には新米が出てくるわけですが、そのときにも買い込んだ米を食べなければいけないということで、精米された米がどのくらい保つものか、虫が湧いてしまうのではないかとということも心配をしております。

そのぐらいメディアの報道によっては、大変な影響を受けかねないというこ

とでございます。

そうした中、日本の農業というものは、現実的にはかなり厳しいということがよく言われておりますが、現在、自民党の総裁選挙が行われておりますけれども、その中で、農業に関してはごくごく一部、時々報道されておりますが、ほとんどは景気回復とか半導体ですとか、そちらのほうに重きが置かれております。

そうした中で、「国の基は農業である」ということを、もう一度確認をしていただきたいと思っております。

それでは、9月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、6番の関根栄一委員と、8番の井上哲夫委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御



たします。

次に移ります。

日程第2、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、196a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、西俣野の1筆。地目、畑。地積、1,388㎡のうち4㎡。内容、転用目的、農産物販売施設。農用地区域除外日、平成15年2月24日。農地種別、第1種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

11番、飯田委員。

11番（飯田芳一委員） 資料は3ページをお開きください。

申請地は、市道立石・湘南台線にある「下屋敷」交差点から北に約350mの土地になります。

農地の区分は、一団の農地面積が10ヘクタール以上広がっており、「第1種農地」になります。第1種農地は、本来農地転用の許可はできませんが、主にその地域で生産される農産物で、農業者自ら設置する販売施設の場合、例外的に許可をすることができるものです。

申請者は、西俣野で野菜や水稲などを生産している農家になります。野菜などの販売価格の低迷が続く中において、農業所得の向上及び農業経営の合理化を図るため、農産物販売施設は必要であり、近隣に市街地の住宅地が広がり、公衆用道路にも面し近隣住民の往来もある本申請地が適地と判断したとのことです。

申請地は、西側が道路、その他は申請者所有の農地になっております。

出入口は西側で、転用予定地内は転圧し、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、申請者の家族と面談し、隣接地などに影響がないように十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） これは、自動販売機ということですが、これが、もう少し広い直売の施設なんかでも、こういう手続きを踏めば許可になるものですか。

議長（齋藤義治委員） 森 主査。

事務局（森 主査） おっしゃるとおり直売施設については、許可の申請をしていただければ、農地種別にかかわらずできる可能性はございます。

ただし、規模が大きくなってくると、建築物とみなされると、他の課との調整があるので、少しハードルは上がってくる可能性はございます。

24番（神崎享子委員） 地区の方に、前々から聞かれているので、何とか手助けができないかなと思っていましたので伺ったのですが、農振がかかっているところでやる場合について、もう少しお話を伺えますか。

事務局（森 主査） 農振農用地でも、農業水産課のほうで、「施設用地」に、「軽微な変更」というのがございますので、変更ができるのであれば、手続きを踏めば農地転用できます。

24番（神崎享子委員） それでは、農業水産課に相談に行ってください、というふうに言えばいいんでしょうかね。

事務局（森 主査） おっしゃるとおりです。農業水産課としても、計画変更をする上で、建築部門とか、そういうところのハードルをきちっとクリアしたものはできるという形なので、まずは、農業委員会に事前相談をいただくことも含めて農業水産課に、もし農用地であれば御相談をいただければと思います。

24番（神崎享子委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 確かに農家所得の向上ということで、いろいろ言っておりますが、このように自動販売機一つ置くにしても、かなりの時間がかかるわけですよ。

そういうところも、今後また運動をしていって、自動販売機や直売所が簡単に開設できるぐらいのことをしていかないと、国が言っている「農家所得の向上」などというのはとてもできないわけですから、今後、県や国へのいろいろな意見書を提出する機会があったときには、そういうことも含めたいと思いますので、意見はどんどん出していただきたいと思っておりますけれども、今現在、この許可を受けるには、期間はどのぐらいかかりますか。

森 主査。

事務局（森 主査） 事前相談からすると、大体3か月ぐらいかかってしまうのが現状です。

議長（齋藤義治委員） はい。

というわけで、自動販売機一つ置くのに3か月かかるということなので、こういうことも、ぜひ改定していききたいところですが、農地法、農振法の関係で法律が後ろ盾にあるので、その辺はなかなかできないのですが、皆さんの総意というか意見がまとまれば、また意見として出したいと思っております。

神崎委員、どうぞ。

24番（神崎享子委員） もし、参考になる事例とかをお持ちでしたら、教えてほしいのですが、いかがでしょうか、井出委員。

16番（井出茂康委員） 以前、うちで直売所の申請をしようと思ったときにも、やはり結構ハードルが高かったんですよ。もちろん物置というか出荷調整室という名目で作るにも、やはり基礎から全部しっかり確認を取っていかないと、建築指導課が、なかなかハードルが高いですね。普通の家を建てるのと同じ感覚でやらないと、特に人が、赤の他人が来るところなので、非常に厳しいハードルは確かにありますけれども、やってできないことはないと思います。

ただ、私が言われたのは、例えば5坪でつくったけれども、売れたから10坪にしたいですというのは許しませんというお話でしたね。向こうの人が言うには、それが許されていってしまうと、その順番でいくと、畑が何反歩でも販売所という形になってしまいますよねという話でしたね。

ただ、農業委員会としては、そういう見解ではないという話だったので、そこから辺に食い違いが生じていると思いますけれども、基本的には、家を建てるのと同じ感覚ですが、ちょっとハードルは高いですね。ただ、直売所となると人が来る、自分の家の者ではない人が来るということなので、家を建てるよりも、それ以上に、ちょっとハードルは高いです。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

24番（神崎享子委員） 2点ほどお尋ねしますが、うちの直売所は生産緑地に建っていますけれども、これは、法律を改正したというところですね。

だから、結局は法律の問題なので、さっきも会長が言われたように、みんなで一丸となって運動を、働きかけをしていくというのはとても大事だと思います。

それで、藤沢市は地産地消条例をつくっているんだから、これは画期的なことですよ。そして、地産地消条例の中で、もちろん一生懸命話し合われていますけれども、法律改正をするところと言うと、都市農業振興基本法について、私はこの頃思っているのですが、全国一律の農地の法律だけではなくて、都市農業振興基本法というのを何のためにつくったのかを考えて、そこで何かできないかなと考えてはいます。

議長（齋藤義治委員） 実は先日、農業会議の意見を、神奈川県知事に会っていろいろお話しをさせていただきました。

そのときに、例えばガラス温室ですとかビニール温室とか、神奈川県では建築確認が必要ですが、県が違うと必要がない県もあります。

というのは、要するに神奈川県というのは非常に厳しいところでして、そういうところも何とかならないかと黒岩知事には言いましたけれども、善処する、ということで話は終わっているんですね。例えばさっきも言っていた直売所な



「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第36号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第37号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤の1筆。地目、畑。地積、369㎡。内容、平成7年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。農地種別、第1種農地。現地確認日、令和6年9月18日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、小林委員。

2番（小林正幸委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「遠藤西の谷」交差点から北に約300mの土地になります。

申請者は、遠藤の土地を、平成7年頃から住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

申請地の農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。第1種農地は、原則、非農地証明には該当しませんが、集落に接続しており、住宅の庭敷地であるため、例外的に非農地として証明できます。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和6年9月18日に現地調査を行い、申請ど











「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第39号について、承認することに決定をいたしました。

次に移ります。

日程第6、議案第40号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書9ページをお開きください。

番号1及び番号2は、宮原を中心に32aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号3は、葛原を中心に16aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことです。

番号4は、葛原を中心に85aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

次に10ページです。

番号5は、葛原を中心に7aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号6及び番号7並びに番号9は、遠藤を中心に107aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことです。

番号8は、打戻を中心に120aを耕作する方の更新借受分です。

番号10は、辻堂太平台を中心に29aを耕作する方の更新借受分です。

番号11は、西俣野を中心に222aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

―― ―――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第40号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第40号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、報告第13号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本件につきましては、まず12ページが、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が1件となっております。

続きまして、13ページ及び14ページが、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が8件、合計9件となっております。

続きまして、15ページから20ページまでが、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が6件、六会・長後地区が6件、藤鶴・村岡・明治地区が5件、合計17件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

―― ―――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第13号を終了いたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、9月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時09分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)